

平成 2 8 年 6 月
平成 2 8 年第 2 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
追 加 議 案 書 及 び 追 加 議 案 説 明 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第18号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	1
報告第19号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	5
議案第101号	財産の取得について	9

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

平成 28 年 6 月 29 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成28年6月23日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年4月16日、栃木市藤岡町部屋地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市藤岡町藤岡地内居住者

2 損害賠償の額

207,512円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

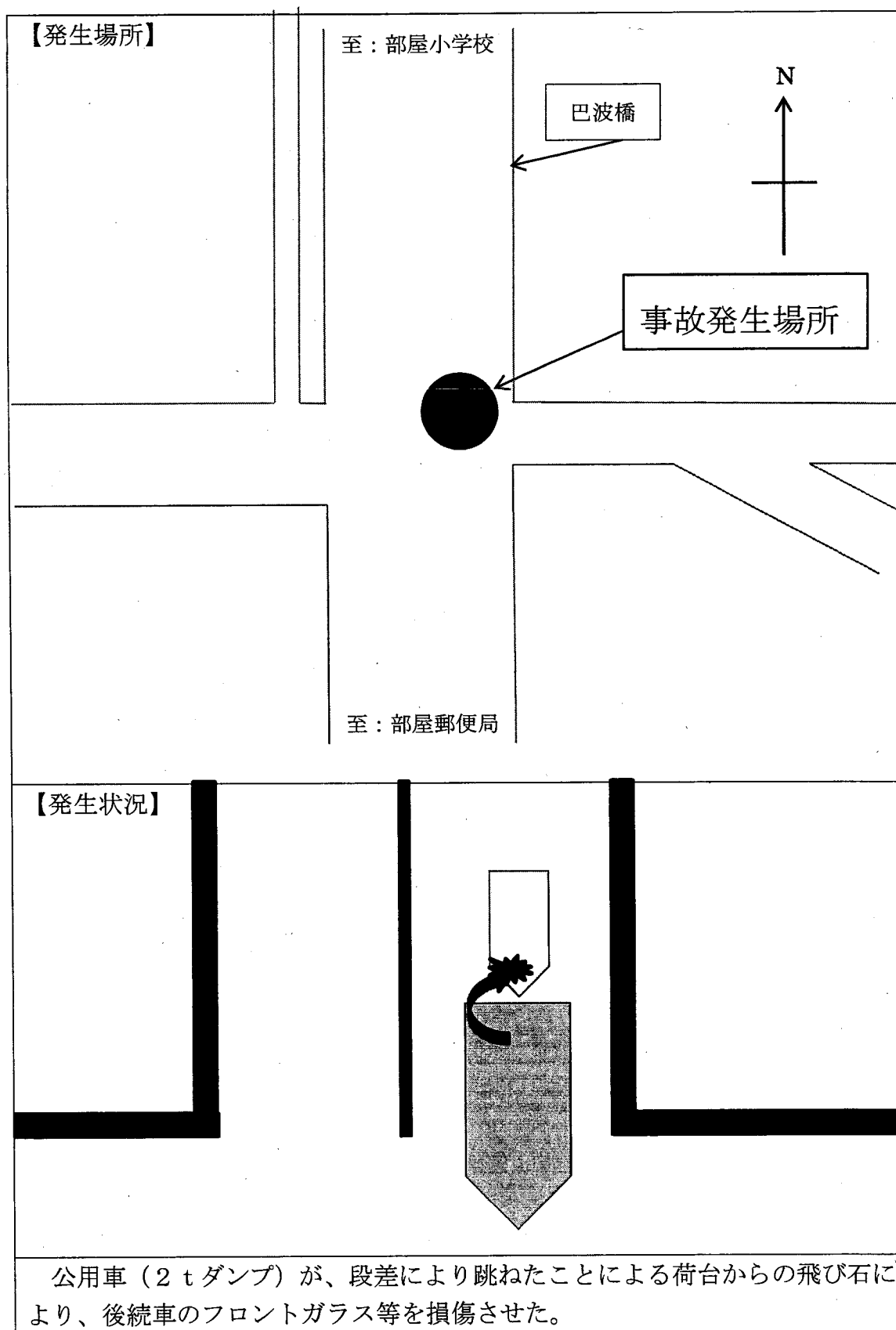
市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

・ 記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めると。

2 以下略



専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年6月29日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成28年6月24日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年5月24日、栃木市箱森町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市都賀町合戦場地内居住者

2 損害賠償の額

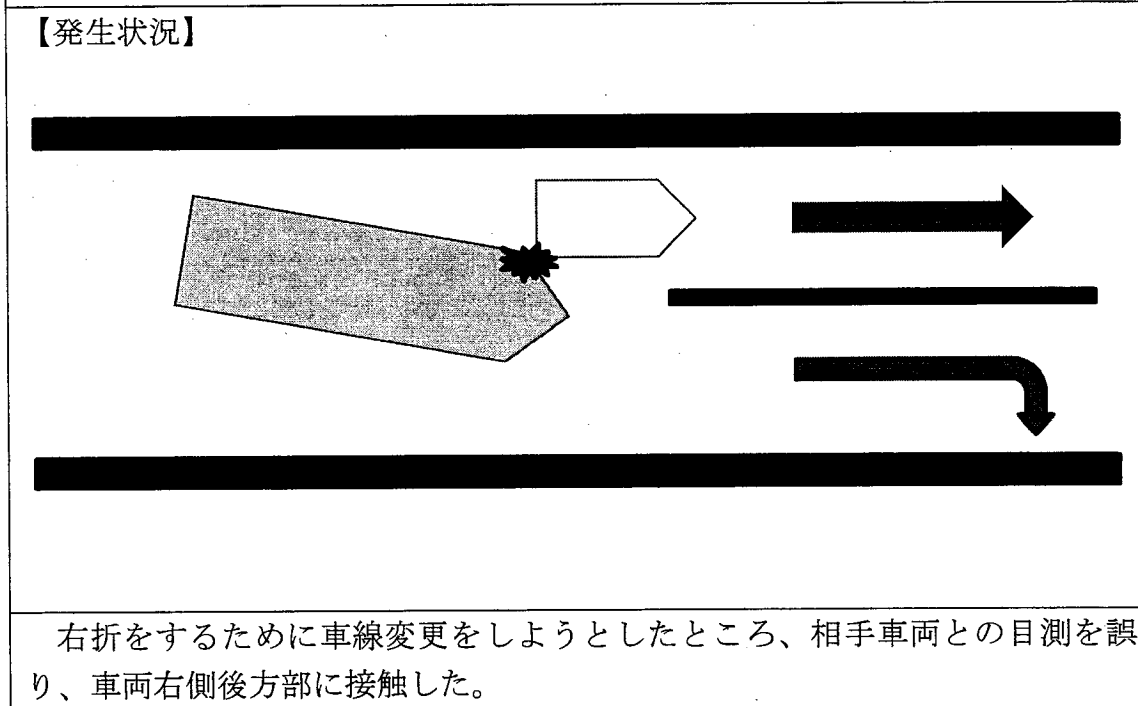
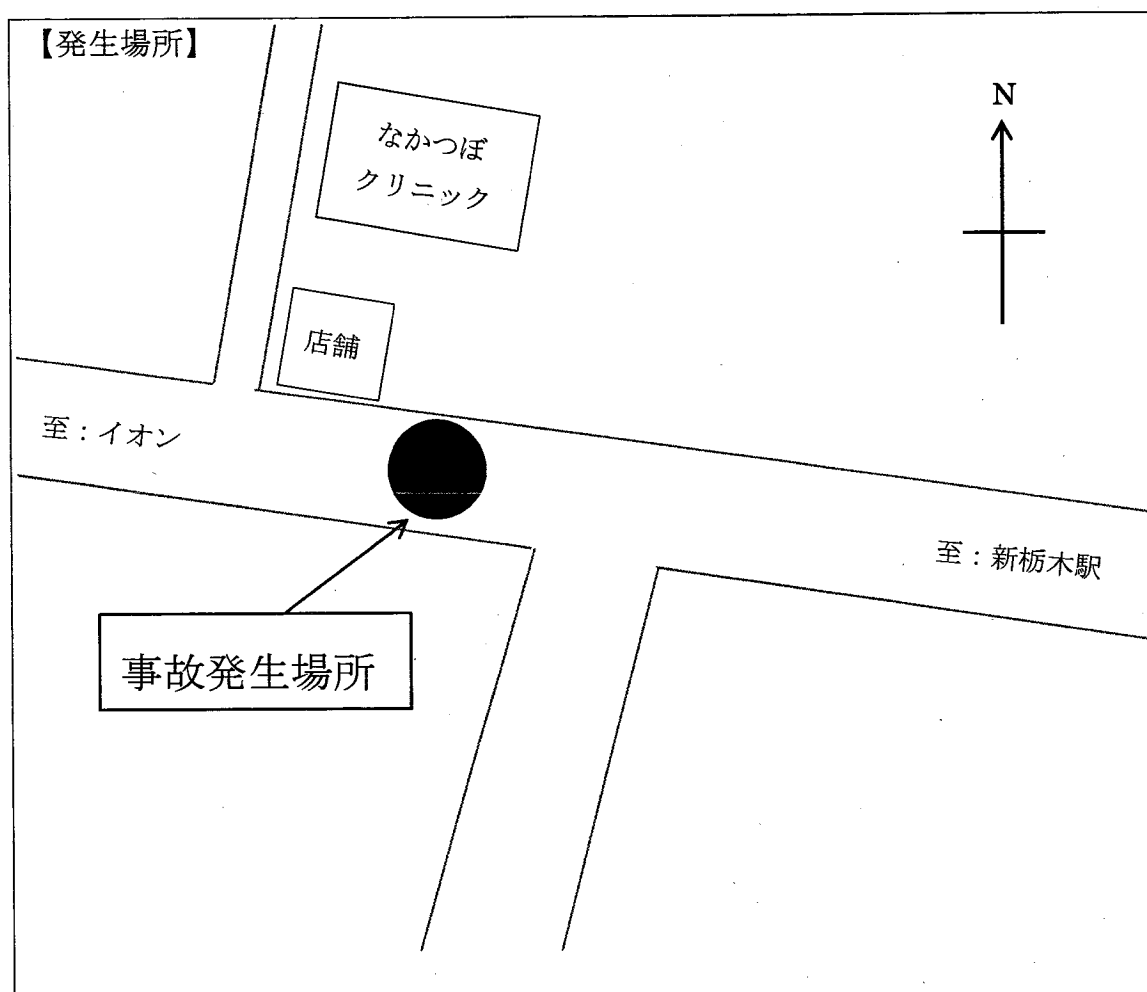
114,685円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

〔参照条文〕

報告第 18 号と同じ。



財産の取得について

栃木市嘉右衛門町重要伝統的建造物群保存地区拠点施設整備事業用地として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成28年6月29日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 財産の表示

種別	地目等	面積	所在地
土地	宅地	5,730.64㎡	栃木市嘉右衛門町 字通二丁目29番3 他18筆
建物	店舗他	5,014.63㎡	栃木市嘉右衛門町 29番地3 他1筆

2 取得の方法 随意契約による買い入れ

3 取得予定価格 136,000,000円

4 取得相手 栃木市嘉右衛門町2番11号

ヤマサみそ株式会社

代表取締役 益子 宣昭

他2名

財産の取得について

提案理由

栃木市嘉右衛門町重要伝統的建造物群保存地区拠点施設整備事業用地として、栃木市嘉右衛門町地内の土地及び建物を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さ

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

不動産の調書（土地）

所在地	地目	地積（㎡）
栃木市嘉右衛門町字通二丁目29番3	宅地	414.54
栃木市嘉右衛門町字通二丁目29番4	宅地	433.38
栃木市嘉右衛門町字通二丁目31番	宅地	722.31
栃木市嘉右衛門町字通二丁目32番	宅地	1,102.47
栃木市嘉右衛門町字通二丁目36番	宅地	803.30
栃木市嘉右衛門町字通二丁目37番2	宅地	165.98
栃木市嘉右衛門町字関生392番3	宅地	72.72
栃木市嘉右衛門町字関生392番5	宅地	515.04
栃木市嘉右衛門町字関生392番6	宅地	14.54
栃木市嘉右衛門町字関生394番2	宅地	925.48
栃木市嘉右衛門町字関生395番3	宅地	320.66
栃木市嘉右衛門町字関生395番4	宅地	65.52
栃木市嘉右衛門町字関生395番5	宅地	35.86
栃木市嘉右衛門町字関生395番6	宅地	85.61
栃木市泉町字堰場原16番5	宅地	16.52
栃木市泉町字堰場原16番7	宅地	14.28
栃木市泉町字堰場原16番8	宅地	11.00
栃木市泉町字堰場原16番10	宅地	8.56
栃木市泉町字堰場原16番12	宅地	2.87
計		5,730.64

不動産の調書（建物）

所在地	種類	面積（㎡）
栃木市嘉右衛門町 2 9 番地 3	店舗	6 8 . 5 9
	附属建物	1 2 4 . 7 7
	休憩室	1 9 5 . 4 7
栃木市嘉右衛門町 3 6 番地	事務所	8 5 . 9 4
	工場等	1 , 2 3 0 . 9 7
	作業所等	5 8 0 . 8 1
	倉庫	2 , 0 9 0 . 7 6
	資材置場	1 7 3 . 8 7
	物置	4 0 . 9 7
	居宅等	1 8 1 . 1 8
	休憩室	2 4 1 . 3 0
計		5 , 0 1 4 . 6 3

位置図

